

記載要領

問1．男女共同参画に関する計画のフォローアップの実施

男女共同参画社会基本法に基づく都道府県又は市町村男女共同参画計画（以下「計画」）について、その進捗状況等を把握するための作業（フォローアップ）を実施している場合に、その具体的な手法をお聞きするものです。

（1）対象事業

「計画」のフォローアップの対象とする事業について、ア～ウの類型化した選択肢からお選びください。いずれにも当てはまらない場合には、その内容を具体的に記載してください。

（2）「計画」の進捗率、実施効果等を把握するための評価項目等

「計画」の進捗率、実施効果等を把握するための評価項目、数値目標等の設定の有無をお聞きしています。

当該評価項目等が「計画」中に定められていない場合には、関係資料を御提供ください。

例

- ・ 審議会等委員の女性比率や女性の労働力率等、男女共同参画社会の形成の度合いを表すと考えられるものについて数値目標を定めている。
- ・ 各事業について、事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか、男女双方にとって利用・参加しやすいような配慮をしたか、事業の方向性を男女共同参画に配慮したか、事業の効果が男女それぞれに寄与したか等の評価項目を設け、チェックを行う。

（3）フォローアップの主体

ここでは、「計画」の進捗状況等を把握するための作業を実施する「主体」をお聞きしています。

個々の事業の進捗状況等を取りまとめる際には、事業担当課に共通の様式を送付し、提出を依頼することが多いかと思えます。行っている場合は、その様式を御提供ください。

各事業担当課で実施している事業の進捗状況等について、男女共同参画主管課が一元的・客観的に評価等を行っているか、その場合にどのような方法によっているかを記載してください。

例 共通のチェックシートを基に、事業担当課ヒアリングを実施している。

第三者（有識者、外部評価機関等、行政機関外の者）による評価等を行っているか、その場合にどのような方法によっているかを記載してください。

例

- ・ 審議会が、「計画」に掲載された全事業を対象に、共通のチェックシートに基づき3段階で評価している。
- ・ 外部有識者が、毎年度、重点分野を一つ選定し、書面審査・事業担当課ヒアリング等により評価を行う。

（4）「計画」フォローアップと全庁的な政策評価の関係

貴団体において、全庁的な政策評価（「施策評価」、「事務事業評価」等）を実施しているかどうか記載してください。ここでいう政策評価は、男女共同参画の視点からの評価ではなく、行政機関が行う一般的な政策評価を指します。なお、国においては、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき行われています。

記載要領

「計画」のフォローアップと全庁的な政策評価に何らかの関係があるか、関係がある場合には、その内容を具体的に記載してください。

例

- ・全庁的な政策評価で用いている評価項目と共通の項目を使用して、「計画」掲載事業をフォローアップしている。
- ・全庁的な政策評価担当課と合同で事業担当課ヒアリングを実施している。

(5) フォローアップ結果の報告、公表について

「計画」のフォローアップ結果について、男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等いわゆる「審議会」に対する報告、住民への公表、を行っているか記載してください。

問2．全庁的な政策評価における男女共同参画の視点の取り入れ

(1) 男女共同参画に関する評価項目

全庁的な政策評価において、男女共同参画に関する評価項目を設けている場合に、その項目を具体的に記載してください。

例

- ・施策の企画・立案、実施において、男女共同参画の視点を取り入れているか。
- ・施策の効果として、男女が等しく便益を享受しているか。

(2) 男女共同参画主管課の役割

ここでの政策評価の主体は男女共同参画主管課とは異なる部局と想定しておりますが、男女共同参画主管課がどのように関わっているか記載してください。

例

- ・政策評価担当課が行う事業担当課ヒアリングに同席する。
- ・政策評価担当課による評価に対して、男女共同参画の視点から意見を述べる。

問3．男女共同参画の視点に基づく影響調査等の実施

男女共同参画社会基本法において、地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす施策の策定、実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならないとされています(第15条)。

また、国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究等を推進すること(第18条) 男女共同参画会議の所掌事務として、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査すること(第22条)が定められています。

この趣旨を踏まえ、以下のような取組をされている場合に記載してください。

- ・「計画」に掲載された事業、あるいはそれ以外のものも含む幅広い政策(施策、事務事業)について、
- ・全庁的な政策評価とは別に、男女共同参画主管課が中心となり、
- ・事業の企画・立案、実施において男女共同参画の視点が取り入れられているか、男女共同参画の形成に資する効果を生み出しているか、男女共同参画社会の形成に波及効果(副次的効果)あるいは意図しない効果を及ぼしているか等の観点から、調査・評価等を行うもの。

ただし、問1、2で御回答いただいた取組を除きます。

類似の取組も含め、幅広く御回答ください。